

皆で守ろう 豊かな大地

No.114

大潟土地改良区広報

令和2年5月1日発行



みどり 水里ネット 大潟



土地改良区概要	受益面積	組合員数	理事	監事	総代
	11,764.8 ha	1,430名	11名	3名	103名

編集・発行

大潟土地改良区

南秋田郡大潟村字中央3番地9 FAX(0185)45-2412
URL <http://member.ogata.or.jp/~dokai/> E-mail dokai@ogata.or.jp

- 総務課 TEL(0185)45-2118
- 事業課 TEL(0185)45-2523
- 多面的機能支払担当 TEL(0185)22-4550

● 定額助成 TEL(0185)47-7800
(暗渠・区画)

直通電話を開設しました

第115回

通常総代会

今野理事長 挨拶



責を担い、不慣れな点も多々ありますが、常に組合員全体の利益を考えた組織運営心がけますので宜しくお願いいたします。

今日の総代会は提出議案にもありますように行政より新型コロナウイルス感染症拡散防止のため自粛要請もあることから書面議決を採用する案件がありますが、諸事情勘案の上ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年は全国各地で台風や豪雨等による自然災害が多発し甚大な被害が発生しました。被災された方々には心からお見舞い申し上げますと共に一日も早く復興することを祈り申し上げます。

大潟村には大きな災害はなかったものの、いつでも、何処にでも起こり得る事と心に留め、不断の準備に心がける必要があると思われまふ。

平成三十年、五月、七月、八月に、集中豪雨により八郎潟基幹施設管理事務所では一年に三回の排水ポンプの超過運転を行ったことは記憶に新しい所であります。過去に経験のない超過運転回数でした。これにより発生する違約金を回避するために基幹施設管理事務所では事前に予備排水を行いなから出来るだけ超過運転を行わないようにと、神経を使いながらの運転でしたが、令和二年度は東北電力との電気料契約の見直しで、基本料金を最大限にして豪雨に対処する事にしました。この事によ

り、農地への冠水被害の軽減が期待できますが、電気料契約の変更により料金は一千八百万円程度増額となります。

令和二年度の八郎潟基幹施設管理事務所の事業費は、六億五千三百万円を計画しており、土地改良区はその三〇%およそ一億九千六百万円を負担しなくてはなりません。村からは一千万円(土地改良区負担のおよそ五%)を補助していただいておりますが、その割合については従来から再考を要請しておるところです。

秋田県にも調整方依頼しておりますが、未だに明確な返答を得ていない状況にあり、引き続き要請する所存です。

また、この豪雨対策について組合員の皆様方には従来から、田んぼダムの取り組みを通じて協力いただいておりますが、この事は電力料金の節減や、畑作圃場への冠水防止並びに水質保全にも寄与することになりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に農地耕作条件改善事業、いわゆる、暗渠排水及び区画拡大事業であります。暗渠事業については現在およそ五千七百ヘクタール程消化しており、今後の整備対象面積は二千五百ヘクタール程度です。終了まで後五年程度と見込んでおります。

水田における高収益作物への転換、水田の畑地化や汎用化に必要

な事業であることから、引き続き予算の確保に注力致しますので、出来るだけたくさんの方の組合員のみならずの参加をお願い致します。

また、八郎潟地区国営かんがい排水事業であります。昨年幹線水路沿い六十五地点のボーリング調査を終え学識経験者の意見を踏まえ幹線水路の工法を審査していただいた所、全体のおよそ八〇%がパイプライン化される予定となっております。令和三年度の着工見込みです。今日は、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所小野寺所長様始め職員の皆様方がお見えになられますので、後ほど詳細についてご説明願う予定です。

職員体制については、現在臨時職員を含め九名ですが、今後の事業運営に支障をきたす懸念があります。先ほど述べました通り、令和三年度からの国営事業の着工と小用水路の国営附帯事業、更に現在実施中の農地耕作条件改善事業を考慮すると、今後複数の職員採用が必要と考えております。

本日は、大潟土地改良区役員として永年ご努力頂いた前役員の皆様方にその功績を称え表彰致しますが、今後も従前同様、当土地改良区に特段のご理解とご指導ご協力を賜りたいと存じます。

まもなく本格的に春作業が始まりますが、事故や怪我の無い様に、また、秋の豊作を祈念申し上げて挨拶に代えさせていただきます。

総代の皆様には春の農作業も始まる多忙な時期に本日の第一一五回総代会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、高橋村長様には年度末の公務ご多忙にも拘わらずご出席賜り、ありがとうございます。後程ご挨拶ねがいます。

昨年十月の役員改選で理事長に就任して早半年が過ぎ、今日の総代会を迎えました。総代や理事の経験も無いまま、理事長と言う重



来賓祝辞



大潟村長 高橋浩人



今年度はコロナウイルス対策を講じながらの総代会ですが、無事に開催されましたことお慶び申し上げます。また、永年功労賞をいただく皆様おめでとうございます。特に、先般お亡くなりになりました後藤前理事長においては、大潟村の農業振興にも大変ご尽力いただきました大変感謝しているところです。

また、国営事業においても後藤前理事長と共に取り組んできて、令和三年の着工が見えてきたところです。引き続き皆様のご協力をいただきながら確実に進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

今、世界中が新型コロナウイルスによって大変なことになっております。そうした中、日本では米に関して外食の売れ行きが減っておりますが、個人消費はスーパーで販売が増えていることもあるよう

です。今後、どのような動きになっていくかは不透明ですが、日本の食糧自給率は約三七%しかございません。仮に世界の中で食料生産や輸出入が停滞するようなことがあれば、日本への影響が大きい訳です。そういう意味でも農地を守って食料自給率を維持していくことは、こういう時だからこそ大事だと思っております。現在進められている国営事業による用排水の改修は確実なものにして、大潟村の農業生産基盤を今後もしっかり維持し、食料生産基地として日本に貢献していく大きな意味もあると思っております。

づいた営農の構築ということも、今後必要になってくると思えます。そういうことをイメージしながら、これからの事業推進にご協力いただければありがたいと思えます。

また、今年の冬は雪が少なく暖冬でしたが、最近は雨天が続いている状況です。夏はどのような天気になるのか心配ですが、しっかりと稲作、畑作共に管理をしながらも、よい出来秋を向かえることを願っているところです。

この後、西奥羽土地改良事務所のほうから国営事業の説明がありますので、先ほど理事長から説明があったように幹線水路、小用水路はパイプラインを中心とした新たな体系になっていくことを計画しています。そうしたことに基

毎年なにかあるかわからない状況ですが、農業は無くなってはならない食料生産という重要な産業です。これからも村農業の発展と共に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく願います。

本日の総代会が盛会でありますことをご祈念申しあげ、私の挨拶とさせていただきます。



ご挨拶

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

所長 西野 徳康

大潟土地改良区組合員の皆様には、日頃より農業農村整備事業の推進並びに当事務所の業務の実施に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

農業農村整備事業の関係予算について、収益力の向上のため高収益作物の導入推進や生産コスト低減に資するスマート農業への対応といった「農業競争力強化」、老朽化した農業水利施設の適時的確な補修・更新や、甚大な被害をもたらした昨年の台風をはじめとした頻発する豪雨災害等を踏まえた対策を行う「国土強靱化」の二つの大きな柱とした令和二年度予算

が成立しております。これに令和

元年度補正予算、「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」としての臨時・特別の措置を含めると、前年より六四億円増の六、五一五億円の予算となっております。皆様の地域の声、実情を財務当局等へ届けていただいたご尽力の賜物と敬意を表するとともに、重ねてお礼申し上げます。

国営八郎潟地区について、昨年度より全体実施設計に着手し、ボーリング調査など土質試験の結果からヘドロ層の厚さの確認を行い、沈下予測に基づき幹線水路の水路形式を検討しました。その

結果、主に干拓堤防沿いの砂地盤はコンクリート水路、それ以外の軟弱地盤は沈下に追従するパイプラインとしたところです。あわせて小用水路についても全体の2割を関連事業として優先整備することで、関係機関の合意を得ました。

これらの整備により需要主導型の水路に変わり、農業用水の安定供給が図られるほか、節水かんがいにより水質負荷物質の削減にもつながることとなります。このほか、幹線排水路等の拡幅により、地区内の湛水被害の軽減も図ることとしており、本事業によって、たまねぎ等の高収益作物

の作付け一千ha以上を目指す営農計画を実現する条件が整うこととなります。

組合員の皆様のご尽力により築き上げられた豊穰の礎により、将来にわたり安心して農業に取り組んでいただけるよう、皆様とともに令和三年度の事業着工に向けて鋭意努力してまいります。組合員の皆様には、引き続きご理解ご協力をお願いいたしますとともに、大潟土地改良区の益々のご発展並びに組合員皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げます。



新任のごあいさつ

秋田県農林水産部次長

中西 滋 樹

大潟土地改良区の役員及び組合員の皆様には、日頃より本県の農業農村整備事業の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、四月の異動で農林水産省から参りました中西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、最近の農業を取り巻く情勢を見ますと、国際通商協定の発効等による産地間競争の激化に加え、人口減少を背景とした労働力不足が顕在化する一方、ICT・AI等による技術革新が進展するなど、大きな転換期を迎えております。

こうした中、本県では、「競争力の高い経営体の育成」や「複合

型生産構造の転換」に向けた取組を一層強化するとともに、ロボット技術や自動操舵等を駆使したスマート農業など「次世代型農林水産業」の推進を図りながら、労働生産性に優れた産業構造の確立に取り組むこととしております。

また、今年一月に公表された平成三十年の農業産出額では、野菜や畜産など米以外の作目が過去二十年間で最高額となり、これまで進めてきた園芸メカ団地の全県展開や、えだまめ、ネギ等の日本一を目指した産地づくりなど、収益性の高い複合型生産構造への転換に向けた取組の成果が着実に現れてきております。

これらの成果は、生産者を始めとする関係者の努力の賜でありま

すが、農地を大区画化・汎用化するほ場整備や、農業水利施設の整備・更新などの農業農村整備事業がその基盤を支えており、非常に大きな役割を果たしているところであります。

皆様ご存じのとおり、国営八郎潟地区は平成二十三年より調査が始まり、先月開催された貴土地改良区総代会及び八郎潟地区土地改良事業促進協議会において、令和三年の着工要望が議決されました。事業着工に向けては、今年度が大変重要な年となります。

国営事業では、老朽化した幹線用水路等の施設整備や、八郎湖の水質保全機能の増進に資する対策を講ずる計画に加え、事業を契機にたまねぎ等の高収益作物一千へ

クターの導入が計画されるなど、地域の課題解決と大潟村農業の発展に、必要不可欠な事業となっております。

県としましても、国営事業の着実な推進に併せて、附帯県営事業等による小用水路の整備に取り組んで行くこととしておりますので、引き続き、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

結びになりますが、大潟村内の広大な農用地や水利施設の保全・整備、水管理等において中心的な役割を担っておられる大潟土地改良区の皆様の益々の御発展と御活躍を祈念申し上げます。新任のあいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

第115回

通常総代会報告

第一一五回通常総代会は令和二年三月二十三日、大潟村農協会館で総代九十名出席(出席三十一名、書面議決行使書五十九名)のもとに開会、理事長挨拶に続き、ご来賓の大潟村高橋村長の祝辞をいただいたあと、議長に大潟村の菅原史夫総代を選任し議事が進められ、提案された議案を原案どおり可決し閉会しました。



議案一覧

- ◎議案 第一号 第一一五回通常総代会における書面議決導入について
- ◎議案 第二号 平成三十年年度農業基盤整備促進事業等に係る事業計画変更(第一回)について
- ◎議案 第三号 令和元年度農業基盤整備促進事業等に係る事業計画変更(第一回)について
- ◎議案 第四号 令和元年度一般会計(第三回)補正予算について
- ◎議案 第五号 令和元年度一般会計の繰越使用について
- ◎議案 第六号 大潟土地改良区定款の一部改正について
- ◎議案 第七号 大潟土地改良区総代選挙規程の制定について
- ◎議案 第八号 大潟土地改良区役員選挙規程の一部改正について
- ◎議案 第九号 大潟土地改良区規約の一部改正について
- ◎議案 第十号 令和二年度事業計画について
- ◎議案 第十一号 令和二年度農業基盤整備促進事業等に係る事業計画について
- ◎議案 第十二号 令和二年度水利施設整備事業に係る事業計画について
- ◎議案 第十三号 令和二年度役員報酬について
- ◎議案 第十四号 令和二年度一般会計収支予算について
- ◎議案 第十五号 令和二年度賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法について
- ◎議案 第十六号 令和二年度農業基盤整備促進事業等の賦課額並びに賦課徴収の時期方法について
- ◎議案 第十七号 令和二年度現金の預入先について
- ◎議案 第十八号 八郎潟地区国営かんがい排水事業の着手について



令和元年度 一般会計（第3回）補正予算書

【収入の部】

単位(千円)

款	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1 土地改良事業収入	431,938	429,772	2,166	区画拡大・暗渠排水負担金 増
2 附 帯 事 業 収 入	229	229		
3 特定資産運用収入	1	1		
4 補 助 金 等 収 入	554,800	554,800		
5 寄 付 金 収 入	1	1		
6 受 託 料 収 入	5,247	5,247		
7 雑 収 入	714	714		
8 借 入 金 収 入	2	2		
9 積立金取崩収入	3	3		
10 固定資産売却収入	1	1		
11 繰 越 金	82,680	82,680		
収 入 合 計	1,075,616	1,073,450	2,166	

【支出の部】

単位(千円)

款	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1 土地改良事業費	708,234	706,068	2,166	区画拡大・暗渠排水負担金 増
2 一 般 管 理 費	96,651	96,651		
3 負 担 金	207,164	206,696	468	県営事業分担金 増 468,000円
4 業 務 受 託 費	5,247	5,247		
5 そ の 他 の 支 出	1	1		
6 借入金返済支出	2	2		
7 固定資産取得支出	2,791	2,791		
8 積立金繰出支出	45,994	45,994		
9 予 備 費	9,532	10,000	△ 468	3款へ 468,000円
支 出 合 計	1,075,616	1,073,450	2,166	

令和2年3月23日開催第115回通常総代会において、定款等の一部改正及び制定を行いました。

土地改良法改正に伴い改正したもの

- ・ 定款
- ・ 役員選挙規定（定款附属書）
- ・ 規約

土地改良区法改正に伴い新たに制定したもの

- ・ 総代選挙規定（定款附属書）

令和二年度

運営並びに事業計画

1 運営関係

- ① 事務運営については迅速かつ適切な対応に心がけ、組合員の利便性向上に努める。
- ② 施設の適正な維持管理を行うとともに、機能保全に向けた補助事業の活用を努める。
- ③ 国営「八郎潟地区」について関係機関と連携を図り、早期の事業着工を目指す。
- ④ 国営造成施設管理体制整備促進事業の円滑な推進を図る。
- ⑤ 県営・基幹水利施設ストックマネジメント事業で実施できなかった「小規模な道路横断排水管」について調査を進める。
- ⑥ 団体営・水利施設整備事業により、「農業用排水施設」の整備促進を図る。
- ⑦ 団体営・農業基盤整備促進事業等(定額・定率助成)により、「暗渠排水」、「区画拡大」等の整備促進を図る。また、水質改善と省力化が期待できる「GNSS田植機」の実証試験を引き続き

実施する。

- ⑧ 八郎湖の水質改善が進むよう、関係機関と連携し努力する。
- ⑨ 災害危機管理、並びに災害発生時は迅速に対応する。また大雨や雪解け時の緊急排水について、関係機関と連携を密にし万全を図る。
- ⑩ 多面的機能支払交付金事業について、大潟村大潟地域農地・水環境保全管理協定運営委員会より事務並びに会計処理の委託を受け、事業推進に努める。
- ⑪ 未収賦課金の解消に万全を期す。
- ⑫ その他課題解決のため鋭意努力する。

2 事業関係

- ① 土地改良施設の維持管理を適正かつ公正に実施する。
- ② 幹線用水路鋼製コルゲートブリュームの老朽劣化について、調査に基づく補修を適時実施し、不測の事態の回避を図る。

3 維持管理事業における令和二年度主要計画

- ③ 工事について効率的な執行に努める。
- ④ 異常気象時における緊急対策に万全を期す。
- ⑤ 補修要望とその処理
 - (1) 要望を取りまとめ、管理委員会に諮問し、現地調査を行い公正かつ適切に補修を実施する。
 - (2) 緊急を要するものについては速やかに対策を講じる。

一、 用水取入口

- (管理施設規模十九ヶ所)
- かんがい期は水管理人を配置し円滑な管理を行うとともに、取水機器の点検整備並びにサイフォン管等の維持保全を行い、用水の安定供給を図る。
- ① 取水口機器点検 一式
 - ② 取水口整備 一式
 - ③ 安全施設補修 一式
 - ④ 取水口保全 一式

二、 幹線用水路

- (管理施設規模九三・七km)
- 鋼製コルゲートブリューム水路等について調査監視に努め、重大事故が発生しないよう補修を行い、機能維持を図る。また小用水路取入ゲート、かんがい施設の整備を行い用水の円滑な配水に努める。

三、 小用水路

- (管理施設規模四五〇・三km)
- 国営造成施設管理体制整備促進事業を活用するとともに、国庫補助事業を積極的に活用し、整備促進を図る。また進入路、分水口、放水口の補修を適切に行い、用水の円滑な供給と施設利用に努める。目地補修については、資材提供により関係組合員による補修を実施しており、本年度も継続する。
- ① 小用水路布設替 一式
 - ② 水路付帯施設補修 一式
 - ③ 支給用目地材 一式
 - ④ 通水前その他補修 一式

四、 支線排水路

- (管理施設規模一〇八・六km)
- 泥上掘削機等による排水路整備を行い、機能保全を図る。また緊急を要する横断管の補修を行い、施設の保全並びに営農に支障の生じないよう対応する他、堤防キャッチ水路の整備を行う。
- ① 水路整備 一式
 - ② 横断管補修 一式
 - ③ 通水前その他補修 一式
 - ④ 堤防キャッチ整備 一式
 - ⑤ 雑木処理 一式
 - ⑥ 水路整備 一式

五、 小排水路

- (管理施設規模五二〇・七km)
- 泥上掘削機・バックホウ等による排水路整備を行い、機能保全を図る。また緊急を要する横断管の補修を行い、施設の保全並びに営農に支障が生じないよう対応する。
- ① 水路整備 一式
 - ② 横断管補修 一式
 - ③ 通水前その他補修 一式
 - ④ 雑木処理 一式
 - ⑤ 水路整備 一式

六、 農道

- (管理施設規模四三三・七km)
- 農道走行等の安全性、農作業の利便性を考慮し、草刈等の措置を講じる。
- ① 堤防等農道入口除草 一式
 - ② 通水前その他補修 一式
 - ③ 砕石補修 一式

七、 用水管理

- 水管理人八名を雇用し、用水の円滑な配水に万全を期す。また幹線用水路敷地等の草刈を行い、施設の保全と環境整備を図る。
- ① 水管理人雇用 八名
 - ② 水路沿い草刈 一式
 - ③ 施設整備 一式

八、 調査

- 調査測量等を引き続き行う。
- ① 調査測量 一式

令和2年度 一般会計収支予算書

【収入の部】

単位(千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額比	付 記
1 土地改良事業収入	434,750	431,938	2,812	経常賦課金、県営事業分担金など
2 附 帯 事 業 収 入	389	229	160	使用料
3 特定資産運用収入	1	1		
4 補 助 金 等 収 入	1,081,633	554,800	526,833	暗渠・区画拡大補助金など
5 寄 付 金 収 入	1	1		
6 受 託 料 収 入	4,325	5,247	△ 922	多面的機能支払事務受託費など
7 雑 収 入	827	714	113	預金利子など
8 借 入 金 収 入	2	2		
9 積立金取崩収入	3	3		
10 固定資産売却収入	1	1		
11 繰 越 金	46,570	82,680	△ 36,110	
収 入 合 計	1,568,502	1,075,616	492,886	

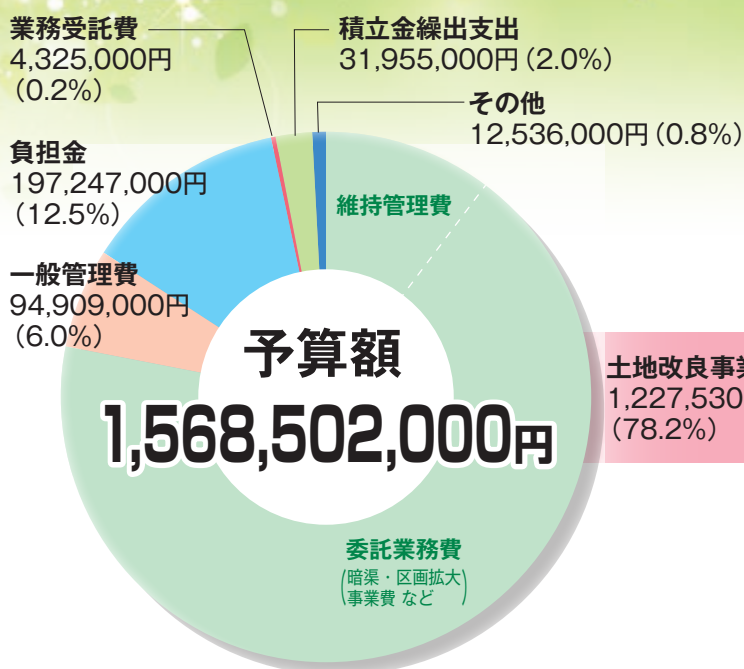
【支出の部】

単位(千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額比	付 記
1 土地改良事業費	1,227,530	708,234	519,296	維持管理費、暗渠・区画拡大事業費
2 一 般 管 理 費	94,909	96,651	△ 1,742	事務費など
3 負 担 金	197,247	207,164	△ 9,917	県営事業分担金
4 業 務 受 託 費	4,325	5,247	△ 922	多面的機能支払事務受託費など
5 その他の支出	1	1		
6 借入金返済支出	2	2		
7 固定資産取得支出	2,533	2,791	△ 258	軽ワゴン車等取得
8 積立金繰出支出	31,955	45,994	△ 14,039	財政調整積立金繰出など
9 予 備 費	10,000	9,532	468	
支 出 合 計	1,568,502	1,075,616	492,886	

一般会計 性質別支出予算の状況

土地改良事業費の内訳



維持管理費	
1. 用水取入口	8,628,000円
2. 幹線用水路	25,300,000円
3. 小用水路	70,600,000円
4. 支線排水路	8,764,000円
5. 小排水路	20,501,000円
6. 農 道	4,807,000円
7. 用水管理	25,156,000円
8. 調 査	1,310,000円
小 計	165,066,000円
委託業務費	
1. 委 託 費	1,000円
2. 農業基盤整備 促進事業等委託費 (暗渠・区画拡大事業費など)	1,044,263,000円
3. 水利施設整備 事業負担金	18,200,000円
小 計	1,062,464,000円
合 計	1,227,530,000円

令和元年度

維持管理事業報告

4 支線排水路 予算額 (5,264,000円)

排水路整備 (補修掘)	1 路線
水路整備 (機械点検・修理・消耗部品)	1 式
堤防キャッチ整備	1 式
通水前補修	1 箇所
雑木処理	1 箇所

5 小排水路 予算額 (18,538,000円)

排水路整備 (補修掘)	47路線
水路整備 (機械点検・修理・消耗部品)	1 式
通水前補修	2 箇所
緊急補修	1 箇所
雑木処理	2 箇所
その他	1 式

6 農道 予算額 (4,807,000円)

農道隣接敷草刈	12路線
堤防農道入口部草刈	78箇所
農道・管理道路碎石補修	14路線



1 用水取入口 予算額 (10,655,000円)

用水取入機場機器点検作業	19取水口
呼水準備作業	19取水口
取水口機器点検整備	1 式
C1-3取水口水量調節弁補修	1 取水口
東部側取水口流量調節弁点検作業	12取水口
取水口保全費	1 式
F 2 取水口サイフォン管漏気調査	1 式

2 幹線用水路 予算額 (24,800,000円)

漏水・施設補修	674箇所
金物関係補修	66箇所
C1-3幹線用水路末端パイプライン漏水補修	1 箇所
F 2 幹線用水路嵩上げ補修	1 式
水路内清掃	7 路線
通水前補修	29箇所
用水路他小補修	14箇所
緊急補修	8 箇所
幹線用水路締切作業	1 式
横断暗渠管補修	1 式

3 小用水路 予算額 (88,320,000円)

用水路布設替工事 (発注)	12路線
用水路布設替工事 (直営)	2 路線
小用水路改修 (パイプライン) 工事	1 路線
用水路付帯施設補修	7 箇所
組合員支給用目地材	1 式
通水前補修	51箇所
用水路他小補修	31箇所
緊急補修	3 箇所



7 用水管理 予算額 (26,375,000円)

かんがい用水の管理人雇用 (4月13日～9月20日まで)	8名
水路沿草刈作業 (総合中心地内幹線用水路)	2回刈
水路沿草刈作業 (幹線用水路全線)	2回刈
草刈に係る施設整備	8路線
その他	1式

8 調査 予算額 (1,308,000円)

用水路測量作業	1式
排水路調査	1式
その他	1式

令和2年度 賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法

第1 賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期

会計区分	科目	賦課基準			期別納付額		賦課期日		徴収期日	
		種目	地目	10aあたり	1期	2期	1期	2期	1期	2期
一般会計	経常賦課金	経常賦課金	農地	円 2,136	円 1,068	円 1,068	7月1日	10月30日	7月31日	11月30日
	特別賦課金	県営事業分担金	農地	円 1,481	円 498	円 983	7月1日	10月30日	7月31日	11月30日

第2 徴収方法

1. 本土改良区において直接徴収を行う
2. 下記金融機関と委託契約に基づき徴収を行う
記

大潟村農業協同組合
秋田なまはげ農業協同組合若美支店
あきた湖東農業協同組合八郎潟支所
秋田やまもと農業協同組合本店
秋田やまもと農業協同組合八竜支店

秋田銀行大潟支店
秋田信用金庫船越支店
羽後信用金庫八竜支店
秋田銀行鹿渡支店
北都銀行三種支店

令和2年度 農業基盤整備促進事業等の賦課額並びに賦課徴収の時期方法

賦課額 事業の施工に係る土地について、土地毎の事業費 (区画拡大、暗渠排水等) に係る建設業者請負額から補助金を差し引いた額を賦課する。

賦課期日 10月30日
徴収期日 11月30日

- 報告案件第4号 令和元年度排水路関係の補改修要望に係る管理委員会からの答申
- 報告案件第5号 令和元年度維持管理費の執行状況
- 報告案件第6号 令和元年度農業基盤整備促進事業等に係る追加割当内示
- 報告案件第7号 令和元年度補改修工事の検査結果
- 報告案件第8号 令和元年度水質調査総括報告
- 追加報告案件第9号 大潟農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の提出結果
- 案 件第1号 令和元年度第2回すべり補修
- 案 件第2号 令和元年度F2幹線用水路嵩上げ補修
- 案 件第3号 令和元年度補改修要望に係る理事会検討事項(継続検討)
- 案 件第4号 定額助成に係る農業者施工(暗渠排水)の変更契約
- 案 件第5号 令和2年度事務体制等
- 案 件第6号 大潟土地改良区嘱託就業規則の一部改正
- 案 件第7号 令和2年度水管理人選考
- 案 件第8号 令和2年度一般会計予算の考え方
- 案 件第9号 大潟村への要望

第11回理事会案件 令和2年1月30日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 令和元年度一般会計執行状況及び決算見込み
- 追加報告案件第5号 水利権の期間更新結果
- 案 件第1号 大潟土地改良区職員給与規程の一部改正
- 案 件第2号 令和2年度水管理人選考結果及び配置
- 案 件第3号 令和2年度役員報酬
- 案 件第4号 令和2年度一般会計予算
- 案 件第5号 E2幹線用水路におけるポリエチレン製水路試験施工
- 案 件第6号 令和元年度中間監査報告書

第12回理事会案件 令和2年2月27日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第3号 令和元年度維持管理費予算執行状況及び使途予定
- 報告案件第4号 税務署への資料提供結果
- 追加報告案件第5号 補改修工事の検査及び確認結果
- 案 件第1号 令和元年度中間監査結果に対する回答

令和元年度

理事会報告

(第8回以降)

第9回理事会案件 令和元年12月6日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 令和元年度水質調査結果(8月、10月)
- 報告案件第5号 漁家配分ほ場(C11・C14新屋敷地区)に係る営農意向調査結果
- 報告案件第6号 令和元年度小用水路測量結果
- 報告案件第7号 令和元年度補改修工事の検査結果
- 案 件第1号 大潟農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見
- 案 件第2号 水土里情報システムのデータ共有登録
- 案 件第3号 国営造成施設県管理費補助事業「八郎潟地区」令和2年度予算(案)
- 案 件第4号 幹線用水路の構造設計と小用水路概算事業費(案)
- 案 件第5号 令和元年度定額助成(暗渠排水・区画拡大)工事の変更
- 案 件第6号 令和元年度湧水処理試験工事
- 案 件第7号 令和2年度水管理体制
- 案 件第8号 令和2年度一般会計予算の考え方
- 案 件第9号 税務署への資料提供

第10回理事会案件 令和元年12月26日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果





第14回理事会案件 令和2年3月30日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第3号 令和元年度維持管理費の執行状況
- 報告案件第4号 補改修工事の検査結果
- 報告案件第5号 臨時職員の選考結果
- 案 件第1号 令和2年度職員給料の定時昇給
- 案 件第2号 令和2年度労務及び機械単価
- 案 件第3号 令和2年度用水取入機場機器点検作業の発注
- 案 件第4号 令和2年度幹線用水路沿草刈作業の発注
- 案 件第5号 令和2年度特殊機械運行計画
- 案 件第6号 令和2年度通水前補修
- 案 件第7号 令和2年度幹線用水路沿等の草刈作業(直営)
- 案 件第8号 令和2年度幹線用水路内土砂撤去
- 案 件第9号 令和2年度幹線用水路沿施設整備補修
- 案 件第10号 令和2年度排水路の補修掘
- 案 件第11号 令和2年度堤防キャッチ整備
- 案 件第12号 令和2年度砕石補修
- 案 件第13号 取水口開度計シンクロ受発信機交換
- 案 件第14号 令和2年度水管理体制
- 案 件第15号 令和2年度水管理並びに水使用
- 案 件第16号 令和2年度財政調整積立金の一般会計への繰出運用
- 案 件第17号 固定資産(自走式草刈機、パソコン)の取得
- 案 件第18号 事務室他照明LED化工事の発注
- 案 件第19号 土地改良施設用地に係る他目的使用(施設管理)の契約
- 案 件第20号 土地改良施設用地の一時使用
- 案 件第21号 令和2年度役員研修
- 案 件第22号 職員募集

- 案 件第2号 令和元年度取水口の呼水準備作業
- 案 件第3号 平成30年度農業基盤整備促進事業等に係る事業計画変更(第2回)
- 案 件第4号 令和元年度農業基盤整備促進事業等に係る事業計画変更(第1回)
- 案 件第5号 令和元年度一般会計(第3回)補正予算
- 案 件第6号 令和元年度一般会計の繰越使用
- 案 件第7号 職員の退職
- 案 件第8号 令和2年度事務体制
- 案 件第9号 表彰規程に基づく表彰
- 案 件第10号 大潟土地改良区定款の一部改正
- 案 件第11号 大潟土地改良区総代選挙規程の制定
- 案 件第12号 大潟土地改良区役員選挙規程の一部改正
- 案 件第13号 大潟土地改良区規約の一部改正
- 案 件第14号 令和2年度事業計画
- 案 件第15号 令和2年度農業基盤整備促進事業等に係る事業計画
- 案 件第16号 令和2年度水利施設整備事業に係る事業計画
- 案 件第17号 令和2年度一般会計収支予算
- 案 件第18号 令和2年度賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法
- 案 件第19号 令和2年度農業基盤整備促進事業等の賦課額並びに賦課徴収の時期方法
- 案 件第20号 令和2年度現金の預入先
- 案 件第21号 八郎潟地区国営かんがい排水事業の着手
- 案 件第22号 第115回通常総代会の開催日時と提出議案
- 案 件第23号 令和2年度配水計画
- 案 件第24号 令和2年度嘱託職員及び臨時職員の雇用
- 案 件第25号 令和元年度第2回大潟地区管理体制整備推進協議会の開催
- 案 件第26号 大潟耕作5期地区における農業者施工説明
- 案 件第27号 ICTモデル事業に関する実証調査
- 案 件第28号 令和2年度役員研修

第13回理事会案件 令和2年3月12日

- 報告案件第1号 業務概要
- 案 件第1号 第115回通常総代会における書面議決導入
- 案 件第2号 第115回通常総代会提出議案の追加及び修正
- 追加案件第3号 農業基盤整備促進事業等に係る土地改良事業団体連合会への業務委託契約(変更)

令和2年度 配水計画について

理事会において、次のとおり配水計画を策定しましたのでお知らせします。

期間等 取水口の位置	最大取水量 m ³ /s			期間等 取水口の位置	最大取水量 m ³ /s		
	しろかき期 5月1日から 5月15日まで	かんがい期 5月16日から 9月10日まで	非かんがい期 9月11日から 4月30日まで		しろかき期 5月1日から 5月15日まで	かんがい期 5月16日から 9月10日まで	非かんがい期 9月11日から 4月30日まで
西部承水路左岸 H 2	2.139	1.863	0.300	三種川右岸 (東部承水路) E 2	1.508	1.313	0.300
西部承水路左岸 H 1	3.096	2.695	0.300	三種川右岸 (東部承水路) E 1	2.570	2.238	0.300
西部承水路左岸 A 1	6.300	5.486	3.000	三種川右岸 (東部承水路) D 2	2.407	2.096	0.300
西部承水路左岸 A 2	0.259	0.226	0.100	三種川右岸 (東部承水路) D 1	1.926	1.678	0.300
西部承水路左岸 B 1	1.683	1.466	0.300	三種川右岸 (東部承水路) C 2	0.800	0.696	0.300
西部承水路左岸 B 2	4.748	4.134	0.300	三種川右岸 (東部承水路) C 1-3	0.983	0.857	0.300
西部承水路左岸 B 3	0.360	0.314	0.100	三種川右岸 (東部承水路) C 1-2	0.453	0.394	0.300
小 計	18.585	16.184	4.400	三種川右岸 (東部承水路) C 1-1	2.150	1.873	0.300
馬場目川右岸 (調整池) G 2	1.368	1.190	0.300	小 計	12.797	11.145	2.400
馬場目川右岸 (調整池) G 1	0.652	0.568	0.300	計	39.655	34.533	8.000
馬場目川右岸 (調整池) F 2	3.037	2.645	0.300	しろかき期及びかんがい期間年間総取水量 35,195万m ³			
馬場目川右岸 (調整池) F 1	3.216	2.801	0.300				
小 計	8.273	7.204	1.200				

- 各用水取入口における最大取水量及び取水期間は水利権に基づき上記のとおりとする。
- 配水期間は、「令和2年4月25日～令和2年9月20日」とする。

令和2年度における 国営事業について

事業名	事業概要
国営かんがい排水事業 全体実施設計 「八郎潟地区」	国が全体実施設計において作成している「八郎潟地区土地改良事業計画書」について、技術的・経済的な妥当性を精査し、土地改良法の手続きを進めます。

賦課金徴収状況 (令和2年3月31日現在)

皆様のご協力により賦課金は平成30年度まですべて納入されておりますが、令和元年度の賦課金335,082円が下図のとおり滞っております。

未収賦課金には納期限の翌日から延滞金（年14.5%）が発生します。早期完納にご協力くださいますようお願いいたします。

令和元年度調定額 (円)	未納額 (円)
一般会計 425,530,233 99.92%	335,082

余剰水縮減への取り組みについて

組合員の皆さまには、毎年余剰水縮減への取り組みにご協力いただき感謝しております。

巡視員が小用水路をくまなく回り用水の利用状況を確認しておりますが、年々、流量を調整しながら水使用をしている路線が増えています。

今年度も巡視を行う予定です。巡視の際は小用水路放水口からの余剰水量で判断し、縮減可能と思われる路線には協力依頼を行います。

余剰水量の縮減は、排水電力料金の軽減と水質浄化にもつながりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年度 「多面的機能支払」の概要

「多面的機能支払」活動は、法律に基づく制度事業ですが、平成30年度まで実施してきた前期事業が終了し、現在2期事業として令和元年度より5ヶ年継続して活動に取り組む計画としております。

今年度の主な活動計画については、次のとおりとなっておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

なお、中央増反地における農道の路肩法面の草刈りについては、草刈体制が整っていない等の事情により活動対象外となっておりますのでご理解をお願いいたします。

◆農地維持支払

- ① 湧水処理
- ② 防風林の枝払い・下草の草刈
- ③ 病害虫発生抑制のための農地周辺部草刈
- ④ 路肩・法面の草刈(年3回の実施)※入植地のみ
- ⑤ 砂利の補充(7月下旬～)

◆資源向上支払(施設の軽微な補修)

- ① 畦畔の再構築(畦畔のスベリ、亀裂補修)
- ② 石れきの除去(ほ場から出た石の搬出)
- ③ 農道の路面の切下げ、高上げ、グレーダー掛け

◆資源向上支払(農村環境保全活動)

- ① 水質保全計画の策定等
- ② 活動報告書の配布、啓発旗の制作・設置
- ③ 生物の生息状況の把握
(田んぼの生きもの調査、観察会等)

- ④ 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理
(ビオトープの管理)
- ⑤ 外来種の駆除
(幹線排水路での採捕、魚粉肥料の製造)
- ⑥ 希少種の監視
- ⑦ 余剰水巡視(用水路末端からの放流水の巡視)
- ⑧ 景観形成のための施設への植栽等
(サルビア、菜の花、ひまわり、コスモス等の植栽)
- ⑨ 並木修景木の管理(桜、銀杏の防除・剪定等)
- ⑩ 水田の貯留機能向上(田んぼダム)
- ⑪ 水源かん養林の保全
(馬場目沢国有林等においての下草刈りや植林)

担 当

大潟土地改良区 事業課
伊藤・浮田

TEL0185-22-4550(担当直通)

手続きのお願い

組合員の資格等に変更があった場合、届出が必要です。(組合員資格得喪通知書の届出)

- ◆農地の移動(売買、賃貸借、交換等)があった場合
- ◆生前一括贈与又は死亡により名義変更した場合
※死亡により名義変更をされた方で、その後、相続(所有者)が別の方に変わった場合は、再度届出が必要となります。
- ◆農業者年金等により経営移譲した場合
※親から子へ名義変更をされた方で、その後、親の死亡等により子が所有者となった場合は、再度届出が必要となります。
- ◆住所が変わった場合 ◆名義が変わった場合

資格を取得し又は喪失した場合は農業委員会の許可を経て速やかに土地改良区に届出してください。

「田んぼダム」 調整板設置の お願い

土地改良区では、田んぼの持っている貯水機能を活かし雨を少しずつ排水することで、「畑作ほ場への冠水防止」、「排水電力料の軽減」並びに「水質改善」を目的とした「田んぼダム」に取り組んでいます。

趣旨に賛同いただき多くの方がこの取り組みに参加くださいますようお願いいたします。

令和元年度

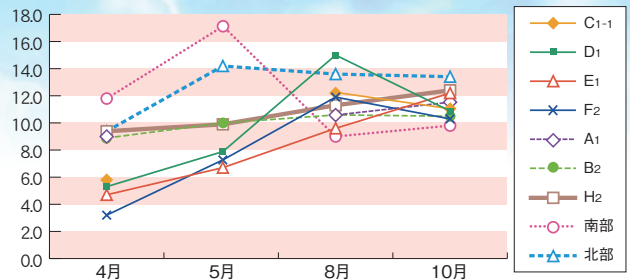
水質調査結果

COD (化学的酸素要求量)

農業用水水質基準(水稲)

6 mg/L以下

	4月	5月	8月	10月
C1-1	5.8		12.2	11.0
D1	5.3	7.9	15.0	10.9
E1	4.7	6.7	9.1	12.2
F2	3.2	7.4	11.9	10.3
A1	9.0		10.6	11.6
B2	8.9	10.0	10.6	10.5
H2	9.4	9.9	11.3	12.4
南部	9.8	17.2	9.0	9.8
北部	9.4	14.2	11.6	11.4

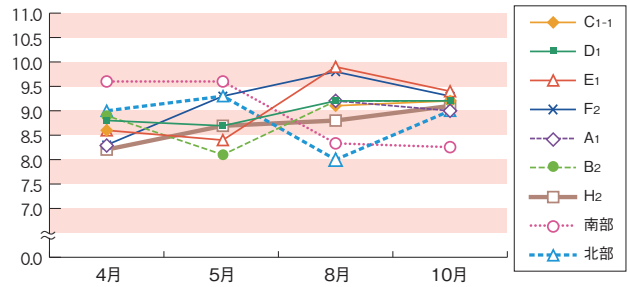


pH (水素イオン濃度)

農業用水水質基準(水稲)

6.0~7.5

	4月	5月	8月	10月
C1-1	8.6		9.1	9.2
D1	8.8	8.7	9.2	9.2
E1	8.6	8.4	9.9	9.3
F2	8.3	9.3	9.8	9.3
A1	8.3		9.3	9.0
B2	8.9	8.1	9.4	9.4
H2	8.2	8.7	8.8	9.1
南部	9.6	9.6	8.4	8.3
北部	9.0	9.3	8.0	9.0

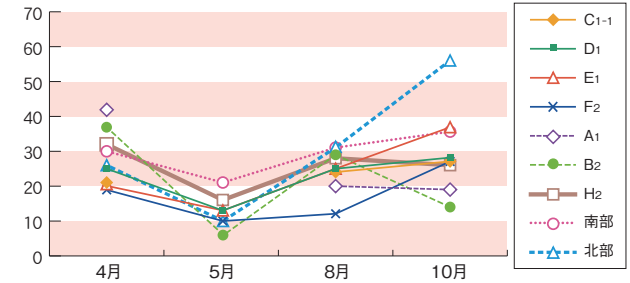


SS (無機浮遊物質)

農業用水水質基準(水稲)

100 mg/L以下

	4月	5月	8月	10月
C1-1	21		24	27
D1	25	13	25	28
E1	20	13	25	37
F2	19	10	12	27
A1	42		20	19
B2	37	6	29	14
H2	32	16	28	26
南部	30	21	31	36
北部	36	10	31	56



土地改良区は毎年①COD (化学的酸素要求量) ②pH (水素イオン濃度) ③BOD (生物化学的酸素要求量) ④SS (無機浮遊物質) ⑤DO (溶存酸素量) ⑥EC (電気伝導度) ⑦T-N (全窒素濃度) ⑧T-P (全リン濃度) 以上8項目の水質調査を行っておりますが、紙面の都合上農業用水の水質基準となるCOD、pH、SSの3項目を掲載しております。

なお、詳しくお知りになりたい場合は、事務所までお問い合わせください。

コメント (秋田県立大学 生物資源科学部 アグリビジネス学科 近藤 正 准教授)

4月

特徴：今年は昨年より秋から春にかけて流域の降水量が少なく、降雪量も極端に少なく早期の雪解けと長期の無降雨状態下で水不足が早くから心配される状況となった。湖水部の貯水量の上昇管理時の灌漑期直前の観測結果である。河川からの水源供給が乏しく、ECやSS、COD、BODなどで昨年より濃度が上昇しているが、昨年のやや低めの値でもあり例年並み、T-N、T-P値は例年並みの低濃度を示した。干拓地排水も昨年並みのレベルであった。干拓地排水のEC値については降水量が少ない分、浸透水の影響を強く受けるやや高めの値となっていた。

5月

特徴：今年は昨年より秋から春にかけて、また灌漑期間前期にかけて、流域の降水量が少なく、降雪量も少なく早期の雪解けと長期の無降雨状態下で、湖水部の貯水量の上昇管理後流入河川からの水源供給が乏しく、灌漑開始後1ヶ月間防潮水門の放流がない状態が続いている。このため、北部排水機場からの排水は北方向に、南部排水機場からの排水は、西部承水路への供給分以外は東方向へと流動する流れが生じている。この影響で循環灌漑域は例年の(D1, E1, A1, H2)とは異なりH2, A1, D1, C1-1のほかF2やB2にも干拓地排水の影響域が広がった形となり、例年の低濃度域 (F2, B2, C1-1) で各項目とも昨年より大幅に濃度の上昇が見られた。干拓地排水のSS濃度については昨年この時期に豪雨がありその影響が現れ高濃度となったが今年は例年並みの値であった。本観測の直後の5月23日には、3日連続の高温なども影響し、C1-1、B2などほぼ全域でアオコが観測された。5月のアオコ観測は25年間の観測で初めての経験であった。

8月

特徴：COD、T-N、ECの3項目は、全地点で農業用水基準を大幅に超過した点が今年の8月期の観測

値の特徴となった。今年は灌漑期間を通して降水量が少なく、長期の無降雨状態下で、湖水位が低下し流入河川からの水源供給が乏しく、灌漑開始後1度も防潮水門からの放流が行われない異例の渇水年となった。そのため北部排水機場からの排水は北方向に、南部排水機場からの排水は、西部承水路への供給分以外は東方向へと流動する流れが生じた。この影響で全域で水温の上昇が早くなった。また、高EC値の干拓地排水が到達する循環灌漑域は例年の(D1, E1, A1, H2)とは異なりH2, A1, D1のほかF2やB2, C1-1にも干拓地排水の影響域が広がり、例年の低濃度域 (F2, B2, C1-1) で各項目とも高い値を示した昨年よりもさらに高い濃度が見られた。SS濃度については例年この時期には一旦低下しアオコの乾燥重量分程度の値となるが、全地区でアオコが濃いことなどからやや高めの濃度となった。5月23日には、3日連続の30度越えの高温も影響しほぼ全域でアオコが観測され、その後も降水量が少なく、異例のアオコ発生年となった。

10月

特徴：昨年度とほぼ同時期の測定を実施した。降水量が少なく東部承水路北側と西部承水路北側は、浜口機場からの取水「流動化」操作の影響で、灌漑期8月までの北部機場排水が北上した影響を直接受けEC値やT-N、T-P、BODといった有機物関連の項目が高濃度で推移していた。特にEC値は昨年同時期の2.5倍以上で農業用水基準を大幅に超えていた。T-N値も0.5mg/L程度高い値となり農業用水基準を超えた。COD、BODも高く、特に調整池、東部承水路側でこの時期10mg/Lを超え昨年の2倍近い値となった。この20年間では最高値を示した。融雪流出による春先の回復に注目したいが、森林の健全化による保水力、水源涵養力の回復、上流地域の棚田の保全・再生による河川流量の安定性確保といった流域の水資源管理のあり方、特に渇水年の水源確保の強化を講ずる必要がある。

土地改良施設の禁止事項について

大潟土地改良区施設管理規程において、次の事項については施設の維持保全上**禁止**されております。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



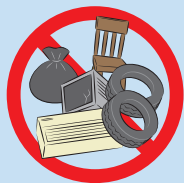
用水取入口

- 無断操作、無断使用



幹線用水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 無断使用及び樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- チェックゲート等の無断操作
- かんがい計画に基づかない取水行為



支線排水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 無断使用及び樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- 明渠による排水



小排水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- 明渠による排水



小用水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土
- ほ場進入路以外からの進入
- オーバーフローの原因行為
- かんがい計画に基づかない取水行為



農道

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 無断採土 ● 重車輛の通行



前理事長 後藤幸三氏 逝去

当土地改良区前理事長 後藤幸三氏が去る3月8日逝去いたしました。

後藤氏は、昭和60年9月から総代、平成8年3月から理事に就任され、平成19年10月11日から退任される令和元年10月10日まで理事長として土地改良区の組織運営並びに土地改良事業の推進にご尽力されました。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

職員採用試験を実施します

土地改良区では職員採用試験を実施します。詳細については後日ホームページ等に記載いたします。

土地改良区管理施設へ ゴミを捨てないで!!

土地改良区では毎年不法投棄されたゴミを処理しています。

国営造成施設管理体制整備促進事業において、ゴミ捨て防止対策の看板とのぼり旗を製作し設置しておりますが、残念ながら、さまざまな場所で心ない人により古家電、古タイヤ等が不法に捨てられています。

景観と自然を守るため不法投棄を見たら直ぐ警察または**土地改良区（電話0185-45-2118）**へご一報ください。



表彰受賞者紹介

第115回通常総代会において、永年功労者に対し表彰状の贈呈を行いました。表彰受賞者は次のとおりです。（敬称略）

- ◆ 後藤 幸三（理事、総代として永年功労）
- ◆ 小林 金一（理事として永年功労）
- ◆ 三留 達也（理事、監事、総代として永年功労）
- ◆ 山本 宏（理事、総代として永年功労）
- ◆ 山崎 直司（理事として永年功労）
- ◆ 進藤 俊人（理事として永年功労）



大雨警報・注意報の発令及び 緊急時には、原則として通水を 停止します。

一昨年5月の集中豪雨では、田植え時期にもかかわらず通水を停止しました。

幹線排水路が越水したために落水が出来ないほ場もありました。

そのため天気が回復しても、幹線排水路水位により通水出来ない場合があります。

詳細や疑問点につきましては**大潟土地改良区事業課（45-2523）**へ確認して下さい。

水の事故に 注意を!!

今年も**4月25日**から通水を開始しました。用水路はたくさんの水が早く流れ、危険な状態になります。また、排水路の水位も上昇します。

水難事故等のないようお互いに最善の注意をはらいましょう。

編集後記



大潟村では桜が咲き誇る季節となりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威をふるっていることもあり、桜を楽しむ気持ちにはなりません。

土地改良区も事務所の換気、手洗いとうがいを徹底するなどの対策を講じているところです。

組合員皆様が新型コロナウイルスに感染せずに、無事営農ができることと一日も早い終息を祈っております。